

八戸市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年10月

八戸市教育委員会

目 次

1 計画の趣旨・現状	
(1)計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2)八戸市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3)取組の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 目標	
(1)時間外在校等時間に関する目標・・・・・・・・	4
(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標・・・・・・	4
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	
(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し・・・・・・・・	5
(2)学校における措置の推進・・・・・・・・	6
(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組・・・・・・・・	7
5 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・	7

1 計画の趣旨、現状

(1)計画の趣旨

令和7年6月に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号。以下「給特法等一部改正法」という。）は、令和8年4月1日に施行された。

給特法等一部改正法第1条により、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）」第8条第1項が新設され、教育委員会は、文部科学大臣が給特法第7条に基づき定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定することとされた。

当市においては、令和2年9月に「八戸市立小・中学校教育職員の働き方改革推進に係る指針」（以下「市指針」という。）を策定し、令和3年6月に一部改訂を行いながら取組を推進してきた。

しかしながら、国の制度改正を踏まえ、教育職員の勤務状況を更に改善するとともに、健康の確保や自己研鑽の時間の充実を図り、専門性を最大限に発揮できる環境の整備が一層求められている。

このことを踏まえ、八戸市教育委員会では、教育職員の働きやすさと働きがいの両立を図り、全ての子どもたちの更なる成長につなげていくことを目的として、本計画を策定する。

なお、本計画は、給特法第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。ただし、教育職員以外の職員（事務職員、学校栄養職員等）については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく36協定の適用対象であり、同協定に定める時間外労働の限度時間を遵守するものとする。併せて、当該職員についても、業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図る。

(2)八戸市の現状

当市では、令和3年6月に改訂した市指針に基づき、学校教育の水準の維持向上を図るとともに、教育職員の健康保持・福祉の充実及び教育職員が児童生徒と向き合う時間を確保することを目的として、働き方改革を推進してきた。

市指針の中では、教育職員の時間外在校等時間の上限を「1箇月45時間以内、年360時間以内」と定め、その達成に向けて、人的支援やICT活用による業務改善、教育活動や学校運営の見直し、職場環境の改善や部活動改革等について、様々な取組を計画的に実施してきた。

これまで実施してきた主な取組については次のとおりである。また、これらの取組による結果や成果については、その下に示すとおりである。

■令和7年度までに実施してきた主な取組

人的支援体制の充実	○スクールカウンセラーの配置と活用 ○スクールソーシャルワーカーの配置と活用 ○特別支援アシスタント・看護支援員の配置と活用 ○小学校理科観察実験アシスタントの配置と活用 ○スクール・サポート・スタッフの配置と活用 ○校内教育支援センター支援員の配置と活用 ○部活動指導員の配置と活用 ○地域学校連携協議会（コミュニティ・スクール）を活用した地域人材の活用
校務の効率化を図る取組	○校務支援システムの導入と活用 ○保護者連絡アプリ「tetoru」の導入と活用 ○会議資料等のペーパーレス化の推進 ○各種調査・アンケートの電子化
教育活動・学校運営の充実	○市内一斉修学旅行の日数の変更 ※小学校1泊2日、中学校2泊3日 ○校内教育支援センターの設置（モデル校 小・中各5校） ○行事の精選・見直しの推進 ○教育課程の工夫・日課表の見直し ○会議内容の精選及び時間短縮を推進
勤務環境・健康管理の充実	○勤務時間外の自動音声による電話対応の導入・活用 ○市内一斉「ノー早出・残デー」の実施 ○健康自己管理システムの導入と時間外在校等時間の把握 ○学校閉庁日の実施（8月13～16日の4日間） ○「学校施設開放予約システム」による学校施設開放の実施 ※学校を介さずに施設予約が可能 ○ストレスチェックの実施 ○年次休暇・夏季休暇等の取得推進
部活動改革の推進	○「小学校スポーツ・文化活動、中学校部活動指針」の策定 ○小学校部活動から、地域・保護者主体の活動への展開 ○中学校部活動の地域展開 ・中学校合同部活動の実施 ・八戸市地域クラブ活動の実施 ○「中学校における休日の部活動の地域展開推進計画」の策定及び実施

(3)取組の結果

①時間外在校等時間の割合（当市の教育職員及び事務職員等を合わせた年平均）

令和5年度	小学校	中学校	全体
月 45 時間以下	73.5%	50.6%	62.1%
月 80 時間以下	97.4%	89.3%	93.4%
令和6年度	小学校	中学校	全体
月 45 時間以下	74.3%	52.2%	63.3%
月 80 時間以下	97.4%	83.9%	90.7%
令和7年度	小学校	中学校	全体
月 45 時間以下	80.5%	56.6%	68.6%
月 80 時間以下	98.4%	87.6%	93.0%

②時間外在校等時間の推移（当市の教育職員及び事務職員等を合わせた年平均）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小 学 校	33 時間 36 分	32 時間 40 分	29 時間 48 分
中 学 校	49 時間 14 分	47 時間 57 分	44 時間 53 分
全 体	41 時間 25 分	40 時間 19 分	37 時間 21 分

③ストレスチェック回答状況（当市の教育職員及び事務職員等の回答の推移）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回 答 率	81.5%	82.1%	89.2%
高ストレス率	8.2%	8.5%	10.3%

④年次休暇取得日数（当市の教育職員及び事務職員等を合わせた休暇取得の推移）

	1人当たりの日数	取得5日未満
令和5年1月～12月	約 14.1 日	73 人
令和6年1月～12月	約 13.5 日	50 人
令和7年1月～12月	約 13.6 日	50 人

⑤子どもと向き合う時間が十分に確保できていると感じるか。（令和7年度県調査）

	肯定的	否定的
小学校	56.0%	44.0%
中学校	48.9%	51.1%

⑥働くに当たって、勤務時間を意識していますか。(令和7年度県調査)

	肯定的	否定的
小学校	86.9%	13.1%
中学校	73.8%	26.2%

⑦負担感や多忙感を解消してほしいと思う業務(令和7年度県調査)

小学校担任等	・支援が必要な児童への対応 ・生徒指導 ・会計業務 ・調査への回答や報告書等の作成 ・採点、学習評価、成績処理 ・分掌業務
中学校担任等	・部活動等に係る指導・引率 ・支援が必要な児童への対応 ・生徒指導 ・調査への回答や報告書等の作成 ・分掌業務 ・教育研究会の事務局業務

【取組による成果と課題】

当市のこれまでの取組により、時間外在校等時間は減少傾向にあり、一定の成果が見られる。年次休暇の取得促進や勤務時間に対する意識の向上も進んでいる一方で、業務負担の偏在や高ストレス者の増加などの課題が見られるほか、子どもと向き合う時間が十分に確保されていない状況にあるため、調査や報告業務の精選を始め、生徒指導や部活動に係る負担軽減を図るなど、業務改善を一層推進する必要がある。

2 目標

(1)時間外在校等時間に関する目標

◆短期目標(令和9年度末まで)

- ・1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均時間を30時間以内となる教育職員の割合を100%とする。

◆長期目標(令和11年度末まで)

- ・1箇月の時間外在校等時間が45時間以下となる教育職員の割合を100%とする。

※在校等時間の定義

在校等時間とは、超勤 4 項目以外の業務を含め、教育職員が在校している時間を基本とし、次の①及び②を加え、③及び④を除いた時間をいう。

なお、教育職員の時間外勤務命令は「超勤 4 項目」に限定されるが、校長の命令の有無にかかわらず、勤務時間外に校務として行う業務は学校教育活動に関する業務であり、これらの時間を含めて勤務実態を把握する必要がある。

☆在校等時間の算定式

$$\text{在校等時間} = (\text{在校している時間} + \text{①} + \text{②}) - (\text{③} + \text{④})$$

☆加算する時間（①・②）

①校外において職務として行う研修、児童生徒の引率等に從事する時間

②テレワークの時間

☆控除する時間（③・④）

③自己研鑽や業務外の活動に充てる時間（勤務時間外）

④休憩時間

3 計画の期間

令和 8 年 10 月から令和 11 年度までとする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

当市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）

- ・各地域の実情を踏まえつつ、地域学校連携協議会や P T A 等を通じて、保護者及び地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

（「3 分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察や地区青少年生活指導協議会、地区防犯協会等による巡回に委ねる。

ウ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3 分類」③関係）

- ・学校徴収金については、事務の効率化及び安全性の確保の観点から、銀行等の口座振替方式への移行を促進する。

エ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

（「3 分類」⑤関係）

- ・学校だけでは対応が困難な事案については、教育委員会等が実施する学校法務研修の講師を活用するとともに、警察等の関係機関に相談できる体制を構築する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会から学校へ依頼する調査や通知等については、その必要性や内容の精査を行い、調査の縮減や調査方法の簡素化・合理化を図る。
- ・学校事務体制の強化のため、「共同学校事務室」による支援体制を維持する。

イ 体育・運動等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校体育館や校庭の施設開放については、引き続き、市教育委員会が管理を行い、Web サイトによる「学校施設開放予約システム」の利用方法について見直しを進め、より一層の学校の負担軽減を図る。
- ・学校プールについては、管理業務の負担軽減を図るとともに、効率的かつ安全な運営体制に向けた取組を推進する。

ウ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・部活動指導員の配置拡充を段階的に進め、専門性の確保及び教育職員の負担軽減を図るとともに、学校規模（教育職員数）に応じた適切な部活動数の見直しを促進する。
- ・市が別に定める「中学校における休日の部活動の地域展開推進計画」に基づき、休日の部活動については、可能な限り地域展開を実施し、部活動の平日化を進める。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・食に関する指導については、栄養教諭等の専門性を活用し、指導の充実を図る。併せて、当該指導に係る役割分担を明確化し、教育職員の負担軽減を図る。

イ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを全ての市立小・中学校に配置し、教育職員の業務負担の軽減を図る。
- ・校務支援システムの機能活用を促進するとともに、テストの自動採点等の技術の活用を進めることで、採点作業及び成績処理に係る事務の効率化を図り、教育職員の負担軽減につなげる。
- ・小学校においては、一部教科担任制や専科指導の導入を推進し、授業の充実と教育職員の授業準備の負担軽減を図る。

ウ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・行事の精選及び内容の見直しを進めるとともに、役割分担の明確化を徹底することにより、準備作業の削減及び負担の偏在防止を図る。
- ・地域の外部人材やスクール・サポート・スタッフの活用を促進することにより、行事の運営に係る業務の効率化を図り、教育職員の負担軽減につなげる。

エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連絡を密にし、専門的な知見を活用するとともに、校内の連携・協働による支援体制の強化を図る。
- ・特別支援アシスタントや看護支援員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ①各学校の教育課程における年間総授業時数及び週当たりの授業時数については、年度当初の計画段階において、真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ②教育職員の勤務状況を的確に把握し、業務の優先順位を明確化する。その上で、適正な業務量となるよう校務の精選を行い、組織マネジメントを通じて最適な校務分掌を見直す。
- ③ICT等の活用により、教材の共同作成・共有を促進し、教材研究における同僚性を組織的に機能させる。業務の重複を省き、効率的な授業準備体制を構築する。
- ④デジタル技術の活用により、文書管理及び出欠管理等の校務の効率化を図り、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく自己点検の達成率について、80%を目標とする。
- ⑤学校行事については、教育的価値を十分に踏まえ、精選及び内容の見直しを進める。
- ⑥日課表の改善を図るため、当初のねらいが形骸化した取組や十分な効果が見込めない活動を見直し、勤務時間内に教育活動を効果的に実施できるよう工夫する。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ①1箇月の時間外在校等時間が100時間以上又は2～6箇月の平均が80時間を超えた教育職員に対し、健康相談医による面接指導を実施する。

※健康相談医とは、八戸地域産業保健センターにおいて相談に応じる八戸市医師会に所属する産業医をいう。また、八戸市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和46年八戸市教育委員会規則第3号）第7条の規定に基づき、各学校の校医に相談し助言を求めることができる。

- ②11時間を目安とした勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ③ストレスチェックの実施率を100%にするとともに、実施後の集団分析結果等を活用し、職場環境の改善を推進する。
- ④心身の健康に関する相談窓口を設置する。（健康相談医）

- ⑤年次有給休暇及び夏季休暇の取得（年次有給休暇 5 日以上、夏季休暇 5 日）が図られるよう、夏季休業中の勤務体制や平日であっても休暇が取得しやすい職場環境づくりなど、各学校における取組を推進する。
- ⑥学校の「ノー早出・残デー」の実施を推進し、時間外在校等時間の縮減を図る。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の実効性を確保するため、市立小・中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、校種別に市全体の時間外在校等時間の平均について、年 4 回（6 月・9 月・12 月・3 月）、市ホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。また、校長会において結果を提供し、各学校における取組の促進を図る。
- (2) 学校で児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、児童相談所やこども家庭相談室等、県及び市の関係機関や関係部局と連携して取組を進める。
- (3) 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等を活用して把握する。
- (4) 市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる場合には、当該学校に対して聞き取り及び指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、速やかな改善を目指し、個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組を推進するため、様々な機会を通じて本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント研修等の充実を図るなど、教育委員会による支援を強化する。

また、各学校においては、校長を始めとする管理職のリーダーシップの下、地域学校連携協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

なお、各学校においては、本計画の趣旨を踏まえた働き方改革の取組及び教育職員等の時間外在校等時間について、地域学校連携協議会（コミュニティ・スクール）において報告する。

- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の自治会等に対して、市における「業務の 3 分類」を始めとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう働きかけを行う。